

令和7年度職業訓練における託児サービスの付加について

佐賀県産業人材課

1 事業概要

就学前児童の保護者が子どもの保育を要因に職業訓練の受講を断念しないために、職業訓練と併せて託児サービスを提供し、訓練生の早期就職を支援する。

対象者：就学前児童の保護者で、公共職業安定所に求職申込を行っている者のうち、次の要件を満たす者

- ① 就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、且つ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者
- ② 産業技術学院長が、利用希望者から提出された託児サービス利用申込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者

2 対象となる訓練科（予定）

訓練科	開始月	訓練定員	託児定員
【IT 枠】IT 初級ビジネス実践科 短時間・託児付（佐賀）	9月	20名	3名

3 託児サービスの提供について

- (1) 受託機関は、自ら又は委託により託児サービスを提供する。原則として訓練生自らが児童を託児サービス提供場所まで送迎すること。

訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合も、訓練生自らが児童を託児サービス提供場所まで送迎することを原則とするが、訓練生の負担軽減のため、訓練実施場所と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設ける等して児童の送迎を行う場合は、受託機関の責任において行い、送迎中の安全には十分に配慮すること。

- (2) 託児サービスを提供するに当たっては、受託機関又は委託により託児サービスを提供する機関が、児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設であること。

ア 保育所（保育所型認定こども園を含む）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。

イ 小規模保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。

ウ 家庭的保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであ

て、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。

エ 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。

オ 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）
認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。

カ 一時預かり事業を行う施設

児童福祉法施行規則に規定する基準を満たしているものに限る。

(3) 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること。（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの。）

(4) 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

4 託児サービス提供対象児童

就学前児童とする。（乳児及び幼児）

乳児：満1歳に満たない者

幼児：満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

障害児等、特にケアが必要な児童についても対応が可能な場合は、訓練生募集の際に周知すること。

5 託児サービス提供内容（保育内容）

児童福祉施設最低基準等、関係基準で定められた保育内容を提供すること。

なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとするが、食事等の補助については、託児サービス提供機関等と協議の上、託児サービス提供内容に含むものとするか否かを決定すること。

6 託児サービス利用料

託児サービス利用料は無料とする。

ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等の児童個人に帰属するものについては、保護者（訓練生）の負担とすること。

7 訓練生募集の際に周知すべきこと

訓練生募集の際には、次のことを書面にて周知すること。

(1) 託児サービス提供内容

(2) 託児サービス利用料に含まれない保護者（訓練生）の負担となる実費分

(3) 障害児等、特にケアが必要な児童の託児が可能な場合の対象者

8 託児サービスの利用希望者に説明すべきこと

託児サービスの利用希望者に対して、次のことを書面にて交付説明すること。

- (1) 上記7に掲げる事項（できるだけ詳細に記載すること）
- (2) 施設の名称及び所在地（周辺図を示すこと）
- (3) 設置者の氏名（名称）及び施設の管理者の氏名（名称）及び住所（所在地）
- (4) 建物その他の設備の規模及び構造
- (5) 事業開始年月
- (6) 開所時間
- (7) 保育士、その他の職員の配置数（配置予定を含む）
- (8) 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- (9) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- (10) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- (11) 託児サービスの提供機関が複数ある場合は、上記（1）から（10）に加えて、入所定員（受け入れ可能な児童数）

9 委託経費について

- (1) 託児サービスに係る委託費の単価は、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額（委託先機関自らが訓練生のみに対して託児サービスを提供する場合は個々の積み上げによる実費）であることとし、算定基礎月額毎に児童1人1月当たり66,000円（税抜）を上限とすること。
- (2) 訓練受講者が中途退校した場合又は託児サービスの利用を中止した場合の委託費の額は、訓練が行われた日による日割計算で得た額とする。

10 委託費の支払いについて

- (1) 委託費の支払いは、訓練修了後、請求により支払うものとする。
- (2) 委託費の前払いは行わない。